

# 定款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、サイオス株式会社と称し、英文では、SIOS Corporationと表示する。

### 第2条（目的）

当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) ネットワークを中心とした企業情報システム構築サービス並びにソフトウェアの開発および販売
- (2) イントラネットのシステム構築サービス並びにソフトウェアの開発および販売
- (3) コンピュータ情報網に関するコンサルティング並びにコンピュータ周辺機器の販売
- (4) 情報・通信関連分野におけるシステムエンジニアリング等を含む高度技術教育事業および経理管理者等への教育事業
- (5) 半導体検査機器並びにその応用装置と部品の設計、製造、販売および輸出入
- (6) 情報処理機器の製造、販売、リースおよび情報処理業務代行
- (7) 労働者派遣事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（機関）

当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

### 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### 第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（基準日）

当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### 第13条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

#### 第14条（電子提供措置等）

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会はその決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

## 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

## 第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

## 第26条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

## 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

## 第30条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲

内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

### 第31条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

### 第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

### 第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

### 第35条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### 第36条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第37条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 執行役員

### 第38条（執行役員および定員）

当会社は、取締役会の決議により20名以内の執行役員を置くことができる。

2. 当会社と執行役員との関係は、委任に関する規定によるものとする。

### 第39条（選任および任務）

取締役会は、その決議により執行役員を選任し、取締役会の決定した業務執行を行わせることができる。

2. 取締役会および取締役は、執行役員の職務を監督し、必要な指示命令を行う。

### 第40条（任期）

執行役員の任期は、選任後最初の定時株主総会終結後、最初に開催された取締役会の日の属する月の末日までとする。退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについては、執行役員規程に定めるところによる。

2. 取締役会は、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。

## 第8章 計算

### 第41条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### 第42条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第43条（剰余金の配当の基準日）

当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことが

できる。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 4 4 条（配当財産の除斥期間）

配当財産は、交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

#### 附則

##### 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

##### 第 2 条（効力発生日）

現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後に削除する。

1997 年 5 月 23 日 制定

1999 年 12 月 29 日 改訂

2001 年 4 月 27 日 改訂

2002 年 1 月 30 日 改訂

2003 年 4 月 1 日 改訂

2004 年 3 月 26 日 改訂

2005 年 3 月 25 日 改訂

2006 年 3 月 28 日 改訂

2009 年 3 月 23 日 改訂

2011 年 3 月 23 日 改訂

2013年 3月22日 改訂

2015年 3月25日 改訂

2016年 3月29日 改訂

2017年 3月29日 改訂

2022年 3月25日 改訂